平成２９年（フ）第２６５２号
東京都東村山市美住町１丁目４－１　グリーンタウン美住一番街５－310
破産者　早川久美子（旧姓川上）
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６７５号
東京都北区赤羽西１丁目25－５－105
破産者　関根　健智
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７０９号
東京都豊島区池袋本町１丁目38－５－201
破産者　谷口　正臣
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７１８号
東京都大田区萩中１丁目10－31
破産者　菅野　清隆
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７３２号
東京都目黒区八雲１丁目６－７　八雲荘41
破産者　福田　昌裕
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７５０号
東京都足立区中央本町５丁目９－12－305
破産者　木村　光洋
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２２号
東京都文京区大塚４丁目３－10－406
破産者　新谷　貞子
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８６４号
東京都大田区多摩川２丁目25－６－203
破産者　蘇武　　治
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９０号
東京都目黒区祐天寺２丁目８－３－301
破産者　増田　修一
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９８号
東京都渋谷区代官山町８－16
破産者　下村　良成
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０９号
東京都葛飾区西新小岩４丁目41－11
破産者　吉清　健司
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９１３号
東京都台東区浅草５丁目33－10　旭荘206
破産者　柴　　佳男
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２号
栃木県鹿沼市戸張町2314番地、開始決定時の住所栃木県日光市根室805番地72
破産者　駒場　政浩
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1907番地２　スイートコテージⅡＢ棟202号室、旧住所群馬県みどり市笠懸町阿左美3694番地２
破産者　亀井　政行
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3147番地５
破産者　株式会社ハイビック
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１６号
群馬県桐生市相生町５丁目416番地
破産者　有限会社スズキ電子工業
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６５８３号
東京都千代田区神田東松下町14番地
破産者　ＨＴトラストホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７３号
千葉県浦安市東野２丁目30－５－309
破産者　丹羽　雅久
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８６号
東京都品川区西五反田２丁目30－５－603
破産者　秋山　裕昭
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２号
神奈川県相模原市緑区下九沢706－１
破産者　田村　優弐
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０７８号
東京都練馬区石神井台７丁目９－10－101
破産者　森岡　博文
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３７号
東京都中野区弥生町３丁目12－14－604
破産者　小西　光枝
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部